



上 申 書

平成八年一月一八日

日本脱カルト研究会（JDCC）

代表理事 高橋紳吾

法務省 法務大臣

殿

公安調査庁 長官

殿

上 申 の 趣 旨

オウム真理教につき、破壊活動防止法の適用を請求されないよう、ここに上申します。

上 申 の 理 由

一、当会について。

当会は、日本脱カルト研究会（Japan De-Cult Council、JDCC）と称する研究者らの団体です。JDCC設立の主旨は、添付の会則第二条の通り「破壊的カルトに関する精神的問題の研究を推進し、その（研究の）発展・普及を目的」とするものであり、事業としては、「研究・経験の交流、会誌の発行、研究資料の領布、その他必要な事業」をなすというものです。

正式な当会の設立は平成七年十一月一日ですが、これには母体があります。オウム真理教にまつわる「対策を考える会」がそれで、昨年十一月一日が第四回目の全体的な集りにあたり、それを引き継ぎ発展させるかたちで発足し、本年一月六日に第五回目の交流会を開催しました。

本会の会員となるには、本会の目的に賛同し入会を希望する研究者もしくはカウンセリングに当たっている者等で、理事の推薦を得て、理事会の承認を受けた者となっています。会員は約五〇人、理事は一〇人、代表理事は高橋紳吾です。

構成は、心理学、精神医学、宗教学、カウンセリング、法学などを専門とする

者であり、事例検討、情報交換をおこなっています。

また、当会会員により、既に数百人にのぼるオウム真理教の信徒・出家者らに対し家族を交えて話し合い活動をしており、その多くが脱会しているものでもあります。

二、破壊活動防止法の適用について。

J D C Cとしては、オウム真理教への破壊活動防止法の適用について反対であります。理由は、下記のとおりです。

a) カウンセリングをするチャンスが、より減ってしまいます。破防法の適用により数割の出家者が戻るやも知れませんが、折角ここまでの情勢の変化―特に刑事裁判で明らかになってきた幹部信者の発言、真実の暴露―により、出家者といえども家族らに連絡をたびたびしてきている現今の情勢のもとで、更に破防法を適用すれば、残った数百名の信者らは、適用後家族らに連絡する可能性がまた著しく減ってしまい、カウンセリングするチャンスが減ってしまいます。

b) 信者の反発心が強くなり、カウンセリングが著しく困難になる。破防法は、信者らがあるいはビラを配っただけで、破防法反対と行動しただけで逮捕でき

得る法律です。そのような状況では、かろうじてカウンセリングに入ることができても、信者は「オウム真理教はやっぱり宗教弾圧されてきたんだ」と思い、そもそもカウンセラーと信頼関係を作ることが著しく困難になります。

c) 信者の社会復帰が困難になる。なんら犯罪を犯していない信者も、この現実社会を認識し教団のしてきた犯罪について、その組織としての責任を自覚した上で、社会に復帰してこそ、オウム真理教問題は解決し、残っているやもしれない社会不安も解消するものであります。しかるに、責任を自覚し、社会に復帰しようとしても、破防法の適用による社会的な偏見の増長と、現実には公安調査庁がなすであろう元信者の調査は、この社会復帰を著しく妨げるものであります。

d) 脱会への、また脱会後のカウンセリングを行なうにあたって留意しなければならぬ「原則」がいくつかあります。それはいわゆる破壊的カルトと呼ばれる宗教団体の信者が犯罪を犯したものであっても、やはり破壊的カルトの被害者でもあるということ。従って、その刑事処罰以外の処罰をなすことは適当でないものであります。

e) 破壊的カルトの信者は、独特の陰謀史観などの被害妄想の状態にあります。破防法の適用は、その被害妄想を助長することが十分懸念されるものです。

f) 脱会・脱会後のカウンセリングにおいて、元信者の果たす役割は極めて重要であり、とくに幹部と呼ばれる者の説得活動（脱会したが一緒にヨーガの修行をする等の一見オウム真理教の修行と紛らわしい活動などを含めて）ほど効果が高いが、これらが規制されたりたえず監視されて著しく困難になることが懸念されます。

g) どの時点でオウム真理教を辞めたと判定するのか、誰が判定するのか、それとも幹部信者は一生監視の対象となるのか不明確な点多すぎると考えます。現実には五年以上も前に脱会し実家に戻り、現在カウンセリング活動に参加もしている者が、免許更新の折に単に元信者だからというだけで事情聴取にあう事態が生じている実態からすれば、社会復帰を妨害するための法律適用となってしまう危険性が高いものであります。

h) 我々が実際に、監視をしカウンセリングを継続的に行っている体験からして、現在オウム真理教がおかれている立場は、教団が「継続又は反覆して将来さら

に団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるとに足りる十分な理由」はないと判断されます。

以上の理由で破壊活動防止法の適用には反対するものです。

なお、万一適用するときには、第一に元信者の情報を、近隣の者、職場の者に同意なく漏らさないで頂きたい。これは、元信者の社会復帰の妨害になるものだからです。第二に、担当の公安警察官は、担当する信者らに対して是非ともカウンセラー的立場に立って接触をして頂きたい。破壊的カルトを絶滅するには個々のカウンセリングを万全に実施する外はないのですから、接触する以上はこの点を留意願いたい。そのためには公安警察官はすべからずマインドコントロールを理解して対応して頂きたい。それ自体の情報提供はJ D C Cも小冊子を作るなど計画しているものであります。

以上のとおり申し上げます。